

第 59 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 2 年 10 月 15 日 (木) 午前 10 時から午前 11 時 10 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 (12 人)

- 1 番 川地 守
- 2 番 宮城 恵子
- 3 番 瀬川 一郎
- 5 番 沖村 和哉
- 7 番 中原 賢
- 8 番 大谷 正樹
- 9 番 宮本 平
- 10 番 田中 豊文
- 11 番 角井 雅之
- 12 番 袴田 光夫
- 13 番 安本 貞敏
- 14 番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (2 人)

- 4 番 小柳 貴史
- 6 番 星出 栄一

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (6 人)

- 2 番 秋山 實
- 9 番 松本 康男
- 11 番 井上 進
- 13 番 國司 崇生
- 15 番 船井 輝雄
- 16 番 久保 照幸

6 欠席農地利用最適化推進委員 (1 人)

- 9 番 松本 康男

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条の事業計画変更承認申請について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡等

8 農業委員会事務局職員

事務局長 瀬川 洋介

書記 中村 作

書記 末長 寿規

局長

こんにちは。皆さん集まりましたので、只今より第 59 回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。それでは最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長

おはようございます。皆様、お忙しい所お集まりいただき、ありがとうございます。本日の附議事項は、議案 4 件、報告事項 1 件、その他諸連絡となります。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者について報告いたします。在任する委員総数は 14 名、本日の出席委員、13 名、欠席委員 1 名です。本日出席要請をした農地利用最適化推進員は 6 名、欠席委員 1 名です。よって、過半数の出席ですので周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立いたしております。次に議事録署名人の指名をいたします。沖村委員と中原委員によろしく願いをいたします。それでは議事に入る前に事務局より議事進行について説明、提案がございます。お願いします。

事務局

現在、総会については、議案が申請地等全て読み上げており、報告事項は一部簡略化して読み上げておりますが、委員さんから 3 密予防の観点から、読み上げを簡略化してはという提案がありました。県内市町でも簡略化している市町があり、県に確認もいたしました。簡略化することに問題ない旨回答をいただいております。また、本町は議事書等資料を皆様に事前に配布しており、ご一読いただいておりますので、申請地が複数ある場合は、〇〇外 5 筆といった形に読み上げを省略したいと考えますが、皆様のご了承をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(賛成の声あり)

ありがとうございます。加えて、議事に入る前に一部議案書の訂正があります。議案第 3 号の番号が「No.2」とありますが正しくは「No.1」です。次に現況証明の報告ですが、「報告事項 2」とありますが正しくは「報告事項 1」です。訂正してお詫び申し上げます。

議長

それでは、議事に入りますが No.1 は私の担当ですので議事の進行を川地職務代理と交替します。

(席はそのままで進行)

職務代理	日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No.1 申請人、譲受人、東安下庄（氏名）、譲渡人、家房（氏名）申請地、大字東安下庄、字上迫、地番●●●●、地目畑、現況畑、262 m²、外 1 筆、計 461 m²、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は贈与です。経営面積は現在 5,471 m²、取得後 5,932 m²となります。担当委員は廣岡委員と國司委員です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明いたします。議案説明資料は、1～6 ページをご覧ください。本事案については、障害を被り、耕作ができない状態にあり誰かに譲り渡したいと考えていた譲渡人の要望に、東安下庄地区で農業を営み、以前から当該農地を耕作していた譲受人が答えようとするものがあります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に、第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に、第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に、第 4 号の農作業常時従事要件ですが、700m 以内に自宅があり、夫婦の従事日数から、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の下限面積要件ですが、本町の下限面積 30a を超えて耕作しているため問題ないと考えます。次に、第 6 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に、第 7 号の地域調和要件ですが、農地の集団化や防除等の農作業の効率化への支障のない事業計画であり、JA 山口県や果樹共済にも加入しているため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上の事から農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
職務代理	引き続きまして地区担当の廣岡委員、並びに國司委員、その後の補足説明等がありましたらお願いします。
14 番	廣岡です。先日、國司委員さんと譲受人に面会をし、お話を伺って来ました。説明にもありましたが、申請地は既に譲受人が管理をされており、現時点では適切に管理されておりました。取得後も適切に管理されると判断しました。以上です。
職務代理	只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。
続いて、No.2 の説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No.2 申請人、譲受人、日前 (氏名)、譲渡人、東京都町田市 (氏名) 申請地、大字日前、字堅木、地番●●●●、地目畑、現況畑、378 m²、外 6 筆、計 2853.13 m² 権利の種類は所有権の移転、契約の内容は贈与です。経営面積は現在 7,138 m²、取得後 9991.13 m² となります。担当委員は廣岡委員と船井委員です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、7～14 ページをご覧ください。本事案については、遠方に在住で、親族に農業をする後継者もおらず、本町に帰ってくる予定もなく、耕作が困難となり宅地・山林も一式譲り渡したいと考えていた譲渡人の要望に、営農規模を拡大し農業経営の安定を図りたいと考えていた譲受人が答えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に、第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に、第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に、第 4 号の農作業常時従事要件ですが、5 年前に I ターンで農業を夫婦で始めており、世帯員の従事日数で見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の下限面積要件ですが、本町の下限面積 30a を超えて耕作しているため問題ないと考えます。次に、第 6 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に、第 7 号の地域調和要件ですが、主に夏はかぼちゃ、冬は大根などの野菜を栽培し、農地の集団化や防除等の農作業の効率化への支障のない事業計画であり、JA 山口県にも加入しているため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上の事から農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理 引き続きまして地区担当の廣岡委員、並びに船井委員、その後の補足説明等がありましたらお願いします。

14 番 10日に船井委員と譲受人に面会し、現地に行ってまいりました。譲受人は畑と一緒に●●●●の家を取得されるということでした。申請地は野菜の苗床として使いたいということですが、現時点ではみかんが植わっています。現在この農地を借りている方のみかんの収穫が終わってから、譲受人が苗床として使う計画という事でした。野菜で1haというのはなかなか厳しいかと最初思ったのですが、かぼちゃや大根など土地利用型の野菜を植えられるということで、現在も適切に管理されておりますし、申請地を取得後も有効に土地を利用されるのではないかと思います。

推委 15 番 船井です。私は譲受人も譲渡人も良く知っているのですが、そのままみかんを作ればいいのか、とも思ったのですが、それは無理ということで苗床にされるのですが、宅地と農地を近い場所で取得できて大変喜んでおられました。

職務代理 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。それでは議事の進行を廣岡会長にお返しします。

(席はそのまま進行)

議長 それでは、No.3の説明を事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3申請人、譲受人、油良(氏名)、譲渡人、西方(氏名)申請地、大字油良、字山岡、地番

●●●●、地目畑、現況畑、1,677 m²、外1筆、計2,187 m²、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は贈与です。経営面積は現在4,816、取得後7,003 m²となります。担当委員は角井委員と久保委員です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、15～19ページをご覧ください。本事案については、高齢で耕作ができなくなった譲受人の要望に、隣接農地を耕作している譲受人が答えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に、第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に、第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に、第4号の農作業常時従事要件ですが、共働きですが、夫は休日、妻はパート以外の日に農作業を行っており、収穫時には子供も手伝っていることから、世帯員の従事日数で見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作しているため問題ないと考えます。第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に、第7号の地域調和要件ですが、周辺と同じく柑橘を栽培し、農地の集団化や防除等の農作業の効率化への支障のない事業計画であり、JA山口県や果樹共済にも加入しているため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして地区担当の角井委員、並びに久保委員、その後の補足説明等がありましたらお願いします。

11番 角井です。先日久保委員さんと現地を確認し、譲受人とは電話でお話をしました。●●●●は休耕となっておりますが、ある程度手は入っていて、すぐに何か作れるような状態でした。農作物を出すための道がかなり狭いので、少し改善が必要かもしれません。●●●●は荒れているのですが譲受人の園地と隣接していますので、譲受人が適切に管理されると思います。特に問題無いと思います。

推委16番 久保です。問題ないと思いました。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。
それでは、No.4の説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.4申請人、譲受人、東安下庄(氏名)、譲渡人、京都府京都市(氏名)申請地、大字東安下庄、字安神田、地番●●●●、地目畑、現況畑、259㎡、権利の種類は所有権の移転、契約の内容は売買です。経営面積は現在3,080㎡、取得後3,339㎡となります。担当委員は田中委員と國司委員です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、20～23ページをご覧ください。本事案については、出身地にUターンしてみかん・イチジクを栽培するため営農規模を拡大したいと考えていた譲受人の要望に、遠方に在住し、子供も農業をする予定がない譲渡人が答えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に、第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に、第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に、第4号の農作業常時従事要件ですが、自分の耕作する農地に隣接している土地で、家屋からも近く、夫婦と息子が耕作することから、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作しているため問題ないと考えます。次に、第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に、第7号の地域調和要件ですが、周辺と同じみかんやイチジクを栽培し、農地の集団化や防除等の農作業の効率化への支障のない事業計画であり、JA山口県や共済組合にも加入しているため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。なお、イチジクはJAに指導者がいないため、柳井農林水産事務所を通じて指導を受けることとなっております。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

- 議長 引き続きまして地区担当の田中委員、國司委員、その後の補足説明等がありましたら、お願いします。
- 10 番 田中です。7 日に國司委員と現地を見てまいりました。譲受人は後日電話でお話を伺いました。譲受人は住所が東安下庄となっていますが、現在主たる生活場所は加古川市ですが、大島に通われているようです。1、2 年後に大島に移住する予定のようです。経験も 1 年なので指導を受けているようです。現在は荒れ気味ですが、みかんは切って、主にいちじくを栽培されるようです。以上です。
- 推委 13 番 國司です。田中さんと現地に行ってまいりました。現地はイノシシの被害があるようだったので、柵をされるほうが良さそうでした。隣が譲受人の畑で、ここだけ柵をするのは少し大変そうですが、申請地と一緒にすると柵が付けやすそうでした。譲受人の畑は比較的きれいだったので、これを機に、ちゃんとした農地になるといいと思います。以上です。
- 議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。
- (質問、意見なし)
- ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。続いて日程 2 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について No.1、申請人、岩国市（氏名）申請地、大字西屋代、字中田、地番●●●●、地目畑、現況雑種地、面積 136 m²、事業計画（用途等）といたしまして農家用住宅敷地拡張、その他参考といたしまして第 2 種農地、昭和 50 年頃無断転用されております。農業振興地域整備計画除外後施行となります。担当委員は川地委員と松本委員です。続いて許可基準について説明いたします。資料は、24～28 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。

農地の区分は、役場大島総合支所から北に 455m の位置にあり、過去に公共投資の対象となったこともない事から第 2 種農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的と適合性についてですが、申請人は岩国市に在住する個人で、申請地は実家であり、営農していた親の代に購入した住宅敷地内の一部にあります。昭和 50 年ごろより駐車場及び庭園として活用していた違反転用案件です。なお、申請者より農地法違反に対する反省と、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。また、当該土地の他に代替する土地はなく、効率的な生活をするために必要な転用であると考えられます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えられます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、無断転用済のため確実に行われています。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、農業振興地域整備計画の除外手続中のため、除外後施工許可となります。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、遺産分割証明書の写しから隣接する宅地、居宅とも申請者名義であり確実と考えます。次に計画面積の妥当性についてですが、農家用自己用住宅の場合、妥当とされる転用面積は概ね 1,000 m² 以内ですが、今回は昭和 50 年頃より前に違反転用されており、既に他の一体利用地と同様に石垣をついて整地され、ブロック塀と松などの庭木が植栽されていること、また、当該土地を仮に農地に原状復帰させても、所有者に耕作する者はおらず、集団性も縁辺部のため問題ない土地であるため、県と協議した結果、やむを得ないと認められる案件であると判断した次第です。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は、一部要件は満たしていないものの、総合的に判断し許可相当と考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして地区担当の川地委員、その後の補足説明等がありましたら、お願いします。

1 番 先日申請人を訪ねてみたのですが、家にはおられず、外から見ると既に、申請地にはコンクリートと長石がはられていました。元には戻らないと思います。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。

11 番 昭和 50 年ということで、この方が始末書を書くのも気の毒な気がしますが、コンクリートもその頃から。

1 番 申請人とお話することが出来なかったんですよ。なので、それ以上詳しくはわかりません。

11 番 いずれにしても、これから畑にして使う見込みは無さそうなので、やむを得ないのではないのでしょうか。

局長 厳密に法に則ると原状回復となるのですが、家もありますし、原状回復したところで無意味、というか、現実的に考えて畑として使われる見込みもありませんので、県とも相談した結果、このような対応とさせていただきました。

議長 他にございませんか。

11 番 どうしてこんなに発見が遅れてしまったのでしょうか。

事務局 本来は、年に 1 回の農地パトロールでこういった違反転用も見つけないといけないのですが、この場所は塀に囲まれていて、家の奥の方の場所で道からは見えにくいですし、まさか塀にのぼるわけにもいきませんので、発見が遅れたものと考えられます。

議長 農地パトロール中に人の土地に入って注意されたケースもありますので、少し難しいですが、皆様、よろしくお願いします。他にございませんか。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。続いて No.2 の説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてNo.2、申請人、(氏名)申請地、大字日見、字原、地番●●●●、地目畑、面積2,134の内986㎡、事業計画(用途等)といたしまして太陽光発電設備の設置、その他参考といたしまして第2種農地、農業振興地域整備計画除外後施行となります。担当委員は瀬川委員と井上委員です。続いて許可基準について説明します。資料は、29~34ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場大島総合支所から南南西に約2.3kmの位置にある小規模な集団の農地で過去に公共投資の対象となったこともないことから、「第2種・その他の農地」に該当いたします。次に、一般基準についてご説明します。転用の目的との適合性についてですが、申請人は、無職で所有する農地で柑橘を耕作していた個人で、高齢となり全ての農地管理することが困難となってきたため、所有する農地の一部を管理に手のかからない太陽光発電設備に転用するものです。また、代替地検討表からも他に適当な土地がないことから、候補地の選定は適当であると考えます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えられます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、農業振興地域整備計画の除外手続中のため、除外施工後施工許可となります。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び計画平面図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして地区担当の瀬川委員、井上委員、その後の補足説明等がありましたら、お願いします。

3番

瀬川です。井上委員と現地を見てまいりました。息子さんにお話を伺ったのですが、お母さんが高齢で農地の管理が難しくなったので今回の申請を決めたということでした。園地は既にみかんの木を切っていて草も刈ってありま

した。

議長 井上委員。

推委11番 特にありません。

議長 只今の事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。

11番 基盤整備の計画とかは、入っていないですか。

事務局 ここは入っていません。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員であります。よって本件は許可することに決定をいたします。続いて日程3、議案第3号、農地法第5条の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の事業計画変更承認申請について、No.1申請人、(事業者名)、申請地 大字久賀、字大緑上、地番●●●●、地目田、外1筆です。変更の区分は期間延長、変更前の進捗状況30%です。担当委員は宮城委員、秋山委員です。続いて事業計画の変更内容について説明します。
資料は、35ページをご覧ください。本件は、一昨年8月16日の総会において、ご承認いただき、平成30年9月5日付け指令周防農林第5号の30の11で許可された後、工事の終期を変更するもので、令和2年9月4日までのところを約7ヶ月間延長し、令和3年3月31日までとする「事業計画変更申請」になります。内容は、太陽光発電設備として利用するものです。土地が当初考えていたよりぬかるんでいたため、時間を置き地面を落ち着かせた後、期間内に完了の予定であったが、新型コロナウイルスの影響により作業に遅

れが生じ、工期延長に至っているとの経緯により、この度の計画変更が申請されています。進ちよく状況としては、整地しブロックやパネルなどの資材が現地に到着している状況で、今月から基礎施工に入る予定となっています。説明は以上です。

議長 引き続きまして地区担当の宮城委員並びに秋山委員、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2 番 これは私が担当した申請なのですが、許可後、草刈りをしてきれいになったところまでは確認したのですが、その後、変化がない状態でした。なかなか連絡が取れなかったのですが、業者に聞くと3月までに確実に終わることができるということでした。これからも様子を見に行こうと思います。申請の受付の時には、確実に繋がる連絡先を聞いておいていただけるように、事務局にはお願いしておきたいと思います。

推委1番 1年くらい前にクラッシャーを入れて、資材を置いたのですがそのままになっています。住宅からも近いのでトラブルにならないように見守りたいと思います。

11 番 時間がかかりすぎているように思うのですが、土地が落ち着くのに1年かかるということがあるんですか。

事務局 確かに、時間がかかりすぎているのですが、許可後、橋の事故や災害などもあり、進捗状況を何度か確認したのですが、コロナ以外にもいろんな影響があって、なかなか工事がすすまなかったようです。再延長が出来ない旨も連絡してあります。

9 番 宮本です。3月に間に合わなかった場合はどうなるんですか。

事務局 工事が出来ないという場合は許可の取り下げを提出していただき、原状回復となります。それ以外には他の方に事業継承、という場合もあります。

9 番 農業委員会としては見守ることしか出来ないんですか。

事務局 農業委員会から許可権者である町長に対して意見進達をして許可をする、許可を取り消す、事業継承する時も農業委員会の決定を受けて町長に進達をし

ますので、そこで農業委員会の意思決定が必要となってきます。

議長

宮城さんもお話されていましたが、申請の受付の時、担当の農業委員の方でも確認の事務がございますので、確実につながる連絡先を聞いておくことは私からも事務局にお願いしたいと思います。他にございませんか。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見ないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本件は許可することに決定をいたします。
続いて日程 4、報告事項 1、農地現況証明による現況証明について事務局より説明をお願いします。

事務局

この届出は、法務局で登記簿上の地目を変更する際に添付書面として求められる証明書で、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合や、その状況以外の場合であって、その土地の周辺の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合の 2 つの基準のどちらかを満たす場合は農地に該当しないという判断を農業委員 3 名と事務局が行うこととなっております。農地現況証明による現況証明について No.1 申請人、大阪府枚方市、(氏名)、申請地、西三蒲、字迫川、地番●●●●、地目畑、面積 338 m²、現況確認日令和 2 年 10 月 9 日星出委員、中原委員、袴田委員、事務局 3 名備考といたしまして、昭和 59 年 5 月 9 日付けで農地法第 5 条転用許可を受けた後、宅地として利用されているため農地性は失われています。以上です。

議長

只今の事務局の報告に、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

ご質問等がないようでしたら、皆様方のご了承をお願いいたします。続いて諸連絡について事務局よりお願いします。

事務局

(諸連絡)


・次回開催令和2年11月13日(金)午前9時半から
久賀公民館2階大会議室
議案は11月4日までに発送予定

議長

以上をもちまして第59回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。
長時間お疲れ様でした。

上記は、令和2年10月15日開催の第59回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和2年11月13日

周防大島町農業委員会会長 廣岡隆義 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 沖村和哉 

周防大島町農業委員 中原賢 